

中津川市第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について

1 計画策定の趣旨

市町村は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。中津川市では、「中津川市第 8 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」をこれに位置づけています。

このたび、令和 5 年度をもって、「中津川市第 8 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、新たに令和 6 年度から 8 年度までの 3 年間の計画期間とする、「中津川市第 9 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。

2 計画期間

令和 6 年度～8 年度の 3 か年計画です。この計画に基づき、3 か年の第 1 号被保険者（65 歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

R3 2021 年	R4 2022 年	R5 2023 年	R6 2024 年	R7 2025 年	R8 2026 年	R9 2027 年	R10 2028 年	R11 2029 年	R12 2030 年	R13 2031 年	R14 2032 年
現 行 計 画											
第 8 期計画											
			第 9 期計画								
						第 10 期計画					
									第 11 期計画		

3 策定の手法

(1) 高齢者等実態調査の実施

高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向など、次期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、令和 4 年度には「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」等のアンケート調査を実施しました。

(2) 第 8 期計画の振り返り、第 9 期計画の検討・策定

策定にあたっては、実態調査で把握された現状、現行計画の振り返りを基に進めるほか、介護保険法改正などの国の動きを注視しながら進めていきます。

また、高齢者福祉に関する取り組みの現状を把握、課題を明確にし、第 9 期計画策定に向けて、今後の取り組み等を検討していきます。

4 策定の体制

本計画の策定体制は、「中津川市介護保険運営協議会」「作業部会」「プロジェクト会議」の3つの組織で、それぞれで議論を積み上げながら作業を進めます。

① 中津川市介護保険運営協議会

運営協議会は、医療及び福祉の事業を代表する者、その他識見を有する者で構成する組織です。

市長から計画策定の諮問を受け、専門的見地から計画案を検討します。その上で、検討結果を市長に答申します。

② 作業部会

作業部会は、高齢者の保健・福祉事業や生きがいづくりに関する各種事業・活動に従事する者、家族介護の経験者で構成する組織です。高齢者の保健・医療・福祉・介護・生きがいづくりなどの事業・活動の現状についての意見交換を行い、計画案に向けた課題や方向性を検討します。

検討議題においては、「高齢者保健福祉分科会」「介護保険分科会」の2つの分科会に分かれ、分科会ごとでの検討・意見交換を行います。

③ プロジェクト会議

プロジェクト会議は、健康福祉部内の各課・室で構成する組織です。高齢者の保健・医療・福祉・介護・生きがいづくりなどの事業・活動の主管課として、現状把握の各種調査に協力するとともに、本計画に記載する事業・活動について検討・調整・意見交換を行います。

基本的には、作業部会と合同開催とします。

5 中津川市第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画〔令和2年度-令和5年度〕の体系

基本理念	基本目標	基本施策	
<p>安心できる温かい福祉のまちをつくります 高齢者が住みなれたまちで、健康で、生きがいをもって、 いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができる社会を目指します</p>	<p>地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<p>1 地域包括ケアの推進体制の強化</p>	<p>(1) 地域包括支援センターの機能を強化します (2) 在宅医療と介護の連携を強化します (3) 地域総合医療センターの活動を推進します</p>
		<p>2 健康づくりを核とした高齢者の生きがいと介護予防の推進</p>	<p>(1) ライフステージに応じた健康づくりを推進します (2) 高齢者の生きがい活動を支援します (3) 保健事業と介護予防を一体的に実施します</p>
		<p>3 認知症予防対策・認知症高齢者施策の充実</p>	<p>(1) 「認知症みまもりのわ」事業を推進します</p>
		<p>4 在宅支援の充実</p>	<p>(1) 高齢者の家庭生活を支援します (2) 高齢者の移動支援を推進します (3) 介護者の心身の負担を軽減します (4) 地域みんなで高齢者を支えます (5) 生活支援体制を充実します (6) 災害・感染症に備えた体制整備を進めます (7) 高齢者の権利擁護を推進します</p>
		<p>5 持続可能な介護保険制度の運営</p>	<p>(1) 介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備に取り組めます (2) 介護保険サービスの質の確保に取り組めます (3) 介護保険事業の適正な運営に取り組めます (4) 地域包括ケアシステムを支える人材確保及び質の向上に努めます</p>

6 国における第9期計画策定の方針等

(1) 基本的な考え方

次期（第9期）計画期間中には、団塊の世代が**全員75歳以上となる2025年を迎えること**になる。

また、高齢者人口がピークを迎える**2040年**を見通すと、**85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減**することが見込まれている。

さらに、**都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なる**など、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の实情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標の優先順位**を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

(2) 見直しのポイント

①介護サービス基盤の計画的な整備

○地域の实情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、**地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保**していく必要性
- ・**医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加**を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、**医療・介護の連携強化**が重要
- ・中長期的な**サービス需要の見込み**をサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

○在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備**を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護**など地域密着型サービスの更なる普及

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

○地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ・多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

○介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための **医療・介護情報基盤の整備**

○**保険者機能の強化**

・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。 介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。

・**介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進**